

ご注意いただきたいこと

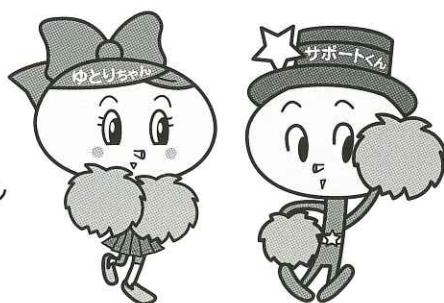
- 国民年金基金は、積立方式の年金です。また、国民年金とは異なり、物価等のスライドはありません。
- 国民年金の老齢基礎年金を繰上げ受給する方は、繰上げ受給期間中は、基金から国民年金の付加年金に相当する部分だけ受け取るようになりますので、基金へ裁定請求の手続きが必要となります。
- ご加入の際にご確認いただく「重要事項のお知らせ」はよくお読みください。
- 国民年金基金の年金額が12万円以上のときは、年6回（毎年、偶数月に前月及び前々月分として）のお支払いになり、年金額が12万円未満のときは、年1回（毎年、決まった月に過去1年分として）のお支払いになります。
- その他、分からないことがございましたら、遠慮なくお問い合わせください。
- このパンフレットに記載されている内容は平成18年4月1日（税制については平成18年2月1日）時点のものであり、今後変更となる場合があります。

より豊かな、
ゆとりある未来をつくる

国民年金基金

ゆとりサポート
千葉県
国民年金基金

〒260-0014 千葉市中央区本千葉町10-23 千葉食ビル
電話 043-221-6370 FAX 043-221-7885
<http://www.chibakikin.or.jp>
フリーダイヤル 0120-65-4192



詳しくは国民年金基金連合会ホームページ（<http://www.npfa.or.jp/>）をご覧ください。

不許複製

自営業など国民年金に加入されている皆さま方へ

国民年金基金

国民年金にゆとり
をプラス



国民年金基金とは

自営業などの方々のために、老齢基礎年金に上乗せして
より豊かな老後を保障する公的な年金制度です。
国民年金基金制度には、税制上の優遇措置があります。

平成18年4月時点

1. 国民年金基金制度とは	1
2. 国民年金基金の加入資格	2
3. 国民年金基金の給付	4
4. 国民年金基金の税制上の取り扱い	8
5. 国民年金基金の掛金	9
6. Q and A	14

1. 国民年金基金制度とは



基礎年金に上乗せをする 第1号被保険者のための公的な年金制度

- 国民年金基金は、第1号被保険者（自営業者など）の方々がゆとりある老後を過ごすことができるように、老齢基礎年金に上乗せする給付を行う公的な年金制度です。（ご加入は任意です。）
- 国民年金基金制度が創設されたことによって、自営業などの方々の公的な年金は「2階建て」になります。



「地域型」と「職能型」 国民年金基金は2種類

- **地域型国民年金基金**は、各都道府県に1つ設立されています。
- **職能型国民年金基金**は、同じ職種の国民年金の第1号被保険者で組織する基金で、25の職種について全国規模で各1つ設立されています。



基金加入資格を喪失した方々の年金は 国民年金基金連合会から支給します

- 国民年金基金の加入期間が15年未満で加入資格を喪失した方々に年金給付を行うために、**国民年金基金連合会**が設立されています。
- * 60歳になるまで加入員であった方については、加入期間が15年未満であった場合でも、加入していた基金が年金給付を行うことになります。

2. 国民年金基金の加入資格



国民年金基金に加入できる方

■ 20歳以上60歳未満の自営業・自由業などの国民年金の**第1号被保険者**です。
したがって、**次のような方は加入できません。**

- ① 厚生年金保険や共済組合に加入している方
(国民年金の第2号被保険者)
- ② 厚生年金保険や共済組合に加入している方の被扶養配偶者
(国民年金の第3号被保険者)
- ③ 国民年金の任意加入被保険者の方

■ ただし、国民年金の第1号被保険者であっても、**次の方は加入できません。**

- ① 国民年金の保険料を免除されている方
(一部免除・学生納付特例・若年者納付猶予を含みます。)
- ② 農業者年金の被保険者の方

■ 地域型基金に加入する場合はその都道府県に住所を有していること、職能型基金に加入する場合はその職種に従事していることが必要です。

■ 現在お住まいの都道府県の国民年金基金または職能型国民年金基金の事務局に加入申込を行うことによって加入員となることができます。また、基金から委託を受けている生命保険会社、信託銀行等を通じて申し込むこともできます。



国民年金との関係は

■ 国民年金基金に加入した方は、**国民年金本体の保険料を滞納した場合**、その滞納期間に対する**基金の年金給付は受け取れません**。(国民年金本体の保険料を滞納した期間に国民年金基金に納めた掛金は還付されます。)

■ 国民年金基金に加入した方は、国民年金の付加年金の保険料(月額400円)を納付することができません。(国民年金の付加年金の保険料を納付している方は、国民年金基金に加入する際に、市区町村の窓口で付加年金の保険料の納付を辞退する旨の届け出が必要です。)



加入員が資格を喪失する場合

■ 国民年金基金に加入した方は、次のいずれかに該当したとき加入資格を喪失します。

- ① 60歳になったとき
- ② 国民年金の第1号被保険者でなくなったとき
- ③ 他の都道府県に転居したとき(地域型基金の場合)
- ④ 該当する事業または業務に従事しなくなったとき(職能型基金の場合)
- ⑤ 海外に転居したとき
- ⑥ 国民年金の保険料を免除されたとき
(一部免除・学生納付特例・若年者納付猶予を含みます。)
- ⑦ 農業者年金の被保険者になったとき
- ⑧ 加入者本人が死亡したとき

■ 上記以外の理由では国民年金基金の加入員の資格を喪失することはありません。

* 上記③、④の理由により資格を喪失し、引き続き新しい国民年金基金に加入する場合、従前の掛金で加入できる特例があります。

(3ヵ月以内に手続きをすることが必要です。)

* 加入員の資格を喪失した場合には、基金に支払った掛金は、**途中で引き出すことはできません**が、老後の年金として将来支給されます。(7ページを参照してください。)

国民年金基金へのご加入は任意ですが、いったんご加入いただいた場合は、ご自分の都合で任意に脱退または中途解約することはできませんのでご注意ください。

3. 国民年金基金の給付



自由に選べる 加入口数、年金額や給付の型

■受け取る年金額は

自分が何口加入するかによって決まります。

■選べる5種類、組み合わせは自由

終身年金A型・B型と確定年金Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型の5種類があります。

[ただし、確定年金の年金額は終身年金の年金額(1口目を含めた額)を超えることはできません。]

なお、50歳以上の方は異なる場合がありますので、詳しくは国民年金基金までお問い合わせください。]

■口数を増やしたり減らしたりが可能

加入口数を増口したり減口したりすることができます(ただし、増口は年度内に1回のみ)。

■掛金を前納している場合は

前納した各月分の掛金は、減口することはできません。



国民年金基金で国民年金にゆとりをプラス

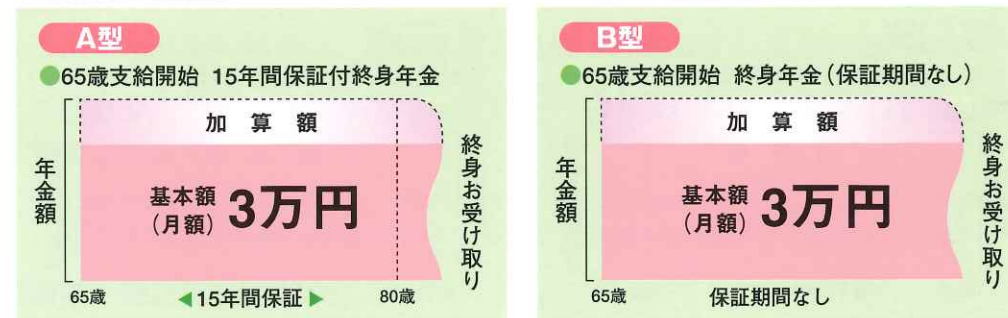


35歳(誕生月)までに加入した方的場合

- 掛金の払込期間は、ご加入から60歳到達時点までです。
- A型とⅠ、Ⅱ、Ⅲ型にご加入の方が年金受給前または保証期間中に亡くなられた場合、遺族の方に一時金が支給されます。
- ご加入の月が誕生月以外の月の場合、ご加入の月に応じて加算額(加入月加算)が支払われます。
- 誕生日の属する月が誕生月になります。ただし、1日生まれの方は、前月が誕生月になります。

1口目

終身年金A型、B型のどちらかを選べます。



2口目以降

5種類の中から選べます。ただし確定年金の年金額は、終身年金の年金額(1口目を含めた額)を超えることはできません。



35歳1月以上50歳未満で加入した方の場合

受け取る年金額は加入時の年齢によって異なります

- 掛金の払込期間は、ご加入から60歳到達時点までです。
- A型とⅠ、Ⅱ、Ⅲ型にご加入の方が年金受給前または保証期間中に亡くなられた場合、遺族の方に一時金が支給されます。
- ご加入の月が誕生月以外の月の場合、ご加入の月に応じて加算額(加入月加算)が支払われます。
- 誕生日の属する月が誕生月になります。ただし、1日生まれの方は、前月が誕生月になります。

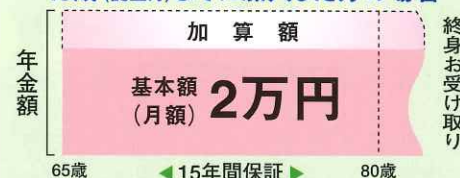
1口目

終身年金A型、B型のどちらかを選べます。

A型

- 65歳支給開始 15年間保証付終身年金

45歳(誕生月)までに加入した方の場合



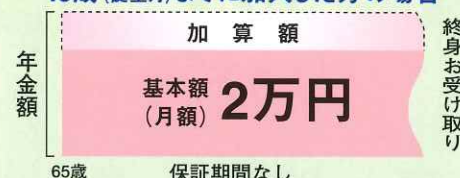
45歳1月以降に加入した方の場合



B型

- 65歳支給開始 終身年金(保証期間なし)

45歳(誕生月)までに加入した方の場合



45歳1月以降に加入した方の場合

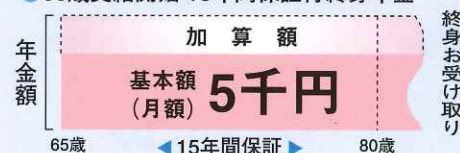


2口目以降

5種類の中から選べます。ただし確定年金の年金額は、終身年金の年金額(1口目を含めた額)を超えることはできません。

A型

- 65歳支給開始 15年間保証付終身年金



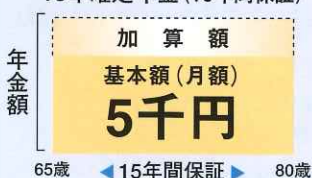
B型

- 65歳支給開始 終身年金(保証期間なし)



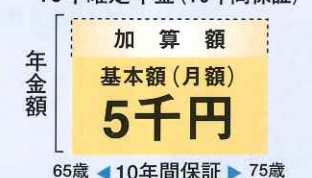
Ⅰ型

- 65歳支給開始 15年確定年金(15年間保証)



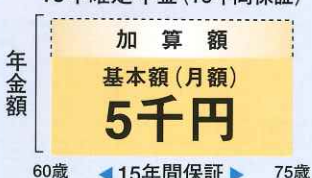
Ⅱ型

- 65歳支給開始 10年確定年金(10年間保証)



Ⅲ型

- 60歳支給開始 15年確定年金(15年間保証)



50歳以上で加入した方の場合

加入月数によって受け取る年金額が異なります

- 掛金の払込期間は、ご加入から60歳到達時点までです。
- A型とⅠ、Ⅱ、Ⅲ型にご加入の方が年金受給前または保証期間中に亡くなられた場合、遺族の方に一時金が支給されます。
- ※掛金については10・11ページ、年齢別の年金額については13ページをご参照ください。

給付の種類

国民年金基金の給付は、老齢年金と遺族一時金です。(基金の加入資格を途中で喪失した場合は、解約返戻金等は給付されず、掛金を納めた期間に応じた年金が将来支給されます。)

※国民年金の老齢基礎年金を繰上げ受給する方は、繰上げ受給期間中は、基金から、国民年金の付加年金に相当する部分だけ受け取るようになりますので、基金へ裁定請求の手続きが必要となります。

遺族一時金について

※終身年金A型と確定年金Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ型については保証期間があり、以下のような遺族一時金があります。

①年金受給前に加入員の方が死亡された場合

加入時年齢、死亡時年齢及び死亡時までの掛金納付額に応じた遺族一時金が支給されます。

②保証期間中に受給者の方が死亡された場合

残りの保証期間の年金を支給するための資産(年金原資)相当額が遺族一時金として支給されます。

- ※なお、遺族一時金の額が払込み掛金額を下回ることがあります。
- ※また、終身年金B型には保証期間はありませんので、B型のみに加入し、年金受給前に加入員の方が死亡された場合、1万円の遺族一時金が支給されます。
- ※遺族一時金が支払われる遺族は、死亡時に生計を同じくしていた、次の1～6の順位の遺族お一人となっております。

1.配偶者、2.子、3.父母、4.孫、5.祖父母、6.兄弟姉妹

加入期間が15年未満で脱退した場合は、国民年金基金連合会に原資を移し、将来、連合会から年金あるいは遺族一時金を受け取るようになります。

※60歳になるまで加入員であった方については、加入期間が15年未満であった場合でも、加入していた基金から年金あるいは遺族一時金を受け取るようになります。

4. 国民年金基金の 税制上の取り扱い

(平成18年2月現在)



**掛金は、全額、社会保険料控除の対象となり、
所得税や住民税が軽減**

加入した場合の軽減額速算表

基金掛金月額		あなたの税率		軽減額(概算)	
_____円 × 12ヵ月 × _____%		=		_____円	
所得 税	課税所得金額	税率	住 民 税	課税所得金額	税率
	330万円以下	10%		200万円以下	都道府県 2% 市区町村 3%
	900万円以下	20%		700万円以下	2% 8%
	1,800万円以下	30%		700万円超	3% 10%
	1,800万円超	37%			

※この速算表には、定率減税等の暫定措置は含まれていません。また、軽減額は概算です。
※住民税は市区町村により異なる場合があります。



受け取る年金には、公的年金等控除が適用



遺族の方が受け取る一時金は非課税



5. 国民年金基金の掛金



**掛金月額は、選択した給付の型、加入口数、
加入時の年齢、男女の別によって決まります**

- 掛金月額は終身変わりません。(減額・増額及び資格喪失した場合を除きます。)
- 掛金月額表(10・11ページ)を参照してください。



掛金の上限は、月額6万8,000円です

- 給付の型及び加入口数は、掛金月額6万8,000円以内で選択できます。
* 確定年金の年金額は終身年金の年金額(1口目を含めた額)を超えることはできません。
なお、50歳以上の方は、異なる場合がありますので、詳しくは国民年金基金までお問い合わせください。
ただし、個人型確定拠出年金にも加入している場合は、その掛金と合わせて6万8,000円が上限です。
- 掛金の払込期間は、ご加入時から60歳到達時点までです。
* 国民年金の保険料を免除(一部免除・学生納付特例・若年者納付猶予を含みます。)されていた方が、免除期間分の保険料をすべて追納した場合、追納した期間に相当する期間で、最高5年間、掛金の上限が月額10万2,000円になる特例があります。



掛金の納付は口座振替により行われます

- 掛金は、加入者が指定した金融機関または郵便局から口座振替によって納付されます。
なお、国民年金基金の掛金だけでなく、国民年金本体の保険料も合わせて口座振替にされますと便利ですので、国民年金基金へお申し出ください。



掛金を前納すると、掛金額が割り引きされます

- 基金に加入している方が4月から翌年3月分までの1年分の掛金を前納すると、掛金が割り引かれます。
また、掛金の割り引きはありませんが、同一年度内の複数月の掛金を一括して納付することができます。

掛金月額表 男性

[確定年金の年金額は、終身年金の年金額(1口目を含めた額)を超えることはできません。]

(単位:円)

給付の型 加入時 年齢(注)	1口目		2口目以降							
	終身年金		終身年金		確定年金					
	A型	B型	A型	B型	I型	II型	III型			
20歳0月	年金月額(基本額)3万円	9,015	7,560	年金月額(基本額)1万円	3,005	2,520	2,325	1,615	2,535	
20歳1月～21歳0月		9,345	7,830		3,115	2,610	2,405	1,675	2,625	
21歳1月～22歳0月		9,675	8,115		3,225	2,705	2,495	1,735	2,720	
22歳1月～23歳0月		10,035	8,415		3,345	2,805	2,585	1,800	2,820	
23歳1月～24歳0月		10,425	8,745		3,475	2,915	2,685	1,865	2,925	
24歳1月～25歳0月		10,830	9,090		3,610	3,030	2,785	1,935	3,040	
25歳1月～26歳0月		11,250	9,450		3,750	3,150	2,895	2,015	3,160	
26歳1月～27歳0月		11,700	9,840		3,900	3,280	3,010	2,095	3,285	
27歳1月～28歳0月		12,180	10,245		4,060	3,415	3,135	2,180	3,420	
28歳1月～29歳0月		12,705	10,695		4,235	3,565	3,270	2,270	3,565	
29歳1月～30歳0月		13,245	11,160		4,415	3,720	3,410	2,370	3,720	
30歳1月～31歳0月		13,845	11,670		4,615	3,890	3,560	2,475	3,880	
31歳1月～32歳0月		14,475	12,210		4,825	4,070	3,720	2,585	4,060	
32歳1月～33歳0月		15,150	12,780		5,050	4,260	3,895	2,710	4,250	
33歳1月～34歳0月	15,885	13,410	5,295	4,470	4,085	2,840	4,455			
34歳1月～35歳0月	16,680	14,100	5,560	4,700	4,285	2,980	4,675			
35歳1月～36歳0月	年金月額(基本額)2万円	11,700	9,900	年金月額(基本額)5千円	2,925	2,475	2,255	1,565	2,460	
36歳1月～37歳0月		12,320	10,420		3,080	2,605	2,375	1,650	2,590	
37歳1月～38歳0月		13,000	11,020		3,250	2,755	2,505	1,740	2,730	
38歳1月～39歳0月		13,760	11,660		3,440	2,915	2,650	1,840	2,890	
39歳1月～40歳0月		14,580	12,380		3,645	3,095	2,805	1,950	3,060	
40歳1月～41歳0月		15,480	13,160		3,870	3,290	2,980	2,070	3,250	
41歳1月～42歳0月		16,500	14,040		4,125	3,510	3,175	2,205	3,465	
42歳1月～43歳0月		17,640	15,020		4,410	3,755	3,395	2,360	3,700	
43歳1月～44歳0月		18,920	16,140		4,730	4,035	3,640	2,530	3,965	
44歳1月～45歳0月		20,380	17,400		5,095	4,350	3,915	2,720	4,270	
45歳1月～46歳0月		年金月額(基本額)1万円	11,020		9,420	5,510	4,710	4,235	2,945	4,615
46歳1月～47歳0月			11,980		10,260	5,990	5,130	4,600	3,200	5,015
47歳1月～48歳0月			13,100		11,240	6,550	5,620	5,030	3,495	5,485
48歳1月～49歳0月			14,430		12,390	7,215	6,195	5,535	3,850	6,035
49歳1月～50歳0月	16,020		13,780	8,010	6,890	6,145	4,270	6,700		
50歳1月以上	年金額は加入時年齢(月単位)によって異なります。※13ページ参照									
	16,020	13,780	8,010	6,890	6,145	4,270	6,700			

(注) 加入時年齢の見方
(男女共通)

- ① 表の加入時年齢とは、加入した日の属する月の末日における年齢のことです。
 ② 誕生日の属する月(誕生月)にご加入の方は、△△歳0月と表示しています。

掛金月額表 女性

[確定年金の年金額は、終身年金の年金額(1口目を含めた額)を超えることはできません。]

(単位:円)

加入時 年齢(注)	給付の型	1口目		2口目以降					
		終身年金		終身年金		確定年金			
		A型	B型	A型	B型	I型	II型	III型	
20歳0月	年金月額 基本額 3万円	10,770	10,185	年金月額 基本額 1万円	3,590	3,395	2,325	1,615	2,535
20歳1月～21歳0月		11,160	10,545		3,720	3,515	2,405	1,675	2,625
21歳1月～22歳0月		11,565	10,935		3,855	3,645	2,495	1,735	2,720
22歳1月～23歳0月		11,985	11,340		3,995	3,780	2,585	1,800	2,820
23歳1月～24歳0月		12,450	11,775		4,150	3,925	2,685	1,865	2,925
24歳1月～25歳0月		12,930	12,225		4,310	4,075	2,785	1,935	3,040
25歳1月～26歳0月		13,440	12,720		4,480	4,240	2,895	2,015	3,160
26歳1月～27歳0月		13,980	13,230		4,660	4,410	3,010	2,095	3,285
27歳1月～28歳0月		14,550	13,770		4,850	4,590	3,135	2,180	3,420
28歳1月～29歳0月		15,165	14,355		5,055	4,785	3,270	2,270	3,565
29歳1月～30歳0月		15,825	14,985		5,275	4,995	3,410	2,370	3,720
30歳1月～31歳0月		16,515	15,660		5,505	5,220	3,560	2,475	3,880
31歳1月～32歳0月		17,280	16,380		5,760	5,460	3,720	2,585	4,060
32歳1月～33歳0月		18,090	17,145		6,030	5,715	3,895	2,710	4,250
33歳1月～34歳0月	18,960	17,985	6,320	5,995	4,085	2,840	4,455		
34歳1月～35歳0月	19,905	18,885	6,635	6,295	4,285	2,980	4,675		
35歳1月～36歳0月	年金月額 基本額 2万円	13,960	13,240	年金月額 基本額 5千円	3,490	3,310	2,255	1,565	2,460
36歳1月～37歳0月		14,700	13,960		3,675	3,490	2,375	1,650	2,590
37歳1月～38歳0月		15,520	14,740		3,880	3,685	2,505	1,740	2,730
38歳1月～39歳0月		16,400	15,580		4,100	3,895	2,650	1,840	2,890
39歳1月～40歳0月		17,380	16,520		4,345	4,130	2,805	1,950	3,060
40歳1月～41歳0月		18,480	17,560		4,620	4,390	2,980	2,070	3,250
41歳1月～42歳0月		19,680	18,720		4,920	4,680	3,175	2,205	3,465
42歳1月～43歳0月		21,040	20,020		5,260	5,005	3,395	2,360	3,700
43歳1月～44歳0月		22,560	21,480		5,640	5,370	3,640	2,530	3,965
44歳1月～45歳0月		24,300	23,140		6,075	5,785	3,915	2,720	4,270
45歳1月～46歳0月	年金月額 基本額 1万円	13,140	12,520		6,570	6,260	4,235	2,945	4,615
46歳1月～47歳0月		14,280	13,610		7,140	6,805	4,600	3,200	5,015
47歳1月～48歳0月		15,610	14,890		7,805	7,445	5,030	3,495	5,485
48歳1月～49歳0月		17,190	16,400		8,595	8,200	5,535	3,850	6,035
49歳1月～50歳0月		19,090	18,220		9,545	9,110	6,145	4,270	6,700
50歳1月以上		年金額は加入時年齢(月単位)によって異なります。※13ページ参照							
		19,090	18,220		9,545	9,110	6,145	4,270	6,700

- ③ 誕生月の翌月にご加入の方は△△歳1月、誕生月の翌々月にご加入の方は△△歳2月…となります。
 ④ ただし「1日」生まれの方は、誕生日の属する月の前月が誕生月になります(例えば「4月1日」が誕生日の方は「3月」が誕生月になります)。

加算額の計算表（男女共通）

- 次の表の単位加算額に「加算月数」を乗じた額の加算額が支払われます。ただし、誕生月にご加入の場合は加算されません。
- 「加算月数」は、ご加入の翌月から次年齢に到達する月までの月数になります。（例：30歳2月でご加入の方の「加算月数」は、12月－2月＝「10月」になります。）
- 単位加算額は、1口目の年金、2口目以降の年金それぞれで共通です。（単位：円）

加入時年齢	単位加算額		加入時年齢	単位加算額		加入時年齢	単位加算額	
	1口目 終身年金	2口目以降 年金		1口目 終身年金	2口目以降 年金		1口目 終身年金	2口目以降 年金
20歳	1,062	354	30歳	1,320	440	40歳	1,236	309
21歳	1,080	360	31歳	1,356	452	41歳	1,296	324
22歳	1,098	366	32歳	1,392	464	42歳	1,360	340
23歳	1,122	374	33歳	1,434	478	43歳	1,432	358
24歳	1,146	382	34歳	1,482	494	44歳	1,516	379
25歳	1,170	390	35歳	1,020	255	45歳	806	403
26歳	1,194	398	36歳	1,056	264	46歳	860	430
27歳	1,224	408	37歳	1,096	274	47歳	924	462
28歳	1,254	418	38歳	1,136	284	48歳	1,000	500
29歳	1,284	428	39歳	1,184	296	49歳	1,090	545

※加入時年齢が50歳以上の方は加算額はありません。13ページをご覧ください。

加入例……30歳2月で加入の場合

- 1口目は「A型」を選択 年金額は①36万円＋②13,200円＝373,200円
 - ①基本年金額は、3万円×12月＝36万円
 - ②加算額は、加算月数10月（12月－2月）×1,320円＝13,200円
- 2口目以降は「I型」を3口選択 年金額は①36万円＋②13,200円＝373,200円
 - ①基本年金額は、1万円×3口×12月＝36万円
 - ②加算額は、加算月数10月（12月－2月）×440円×3口＝13,200円
- 合計年金額は、373,200円＋373,200円＝746,400円（月額62,200円）
- 掛金は…

		男 性	女 性
1口目	A型	13,845円	16,515円
2口目以降	I型3口	3,560円×3口＝10,680円	3,560円×3口＝10,680円
合 計		24,525円	27,195円

80歳までは手厚く月々62,200円
80歳からは生涯にわたって月々31,100円

I 型 31,100円

A 型 31,100円

80歳までに亡くなられた場合には、80歳までの残りの期間に
応じて一時金を遺族の方がお受け取りになれます。

65歳 ◀15年間保証▶ 80歳

終身
お受
け取
り

50歳以上で加入した場合の1口当たり年金額（男女共通）

（単位：円）

加入時年齢	加入期間	1口目	2口目以降				
		終身年金	終身年金 確定年金				
		A型・B型	A型・B型 I型・II型・III型				
		年 金 額					
50歳 0月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	120月 119 118 117 116 115 114 113 112 111 110 109	120,000 118,920 117,840 116,760 115,680 114,600 113,520 112,440 111,360 110,280 109,200 108,120	60,000 59,460 58,920 58,380 57,840 57,300 56,760 56,220 55,680 55,140 54,600 54,060				
	51歳 0月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	108 107 106 105 104 103 102 101 100 99 98 97	107,040 105,980 104,920 103,860 102,800 101,740 100,680 99,620 98,560 97,500 96,420 95,360	53,520 52,990 52,460 51,930 51,400 50,870 50,340 49,810 49,280 48,750 48,210 47,680			
		52歳 0月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	96 95 94 93 92 91 90 89 88 87 86 85	94,300 93,260 92,220 91,180 90,140 89,100 88,040 87,000 85,960 84,920 83,880 82,840	47,150 46,630 46,110 45,590 45,070 44,550 44,020 43,500 42,980 42,460 41,940 41,420		
			53歳 0月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	84 83 82 81 80 79 78 77 76 75 74 73	81,780 80,760 79,740 78,720 77,680 76,660 75,640 74,620 73,580 72,560 71,540 70,520	40,890 40,380 39,870 39,360 38,840 38,330 37,820 37,310 36,790 36,280 35,770 35,260	
				54歳 0月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	72 71 70 69 68 67 66 65 64 63 62 61	69,480 68,480 67,480 66,460 65,460 64,460 63,440 62,440 61,420 60,420 59,420 58,400	34,740 34,240 33,740 33,230 32,730 32,230 31,720 31,220 30,710 30,210 29,710 29,200

加入時年齢	加入期間	1口目	2口目以降				
		終身年金	終身年金 確定年金				
		A型・B型	A型・B型 I型・II型・III型				
		年 金 額					
55歳 0月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	60月 59 58 57 56 55 54 53 52 51 50 49	57,400 56,400 55,420 54,420 53,440 52,440 51,460 50,460 49,480 48,480 47,500 46,500	28,700 28,200 27,710 27,210 26,720 26,220 25,730 25,230 24,740 24,240 23,750 23,250				
	56歳 0月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	48 47 46 45 44 43 42 41 40 39 38 37	45,520 44,540 43,580 42,600 41,620 40,660 39,680 38,700 37,740 36,760 35,780 34,820	22,760 22,270 21,790 21,300 20,810 20,330 19,840 19,350 18,870 18,380 17,890 17,410			
		57歳 0月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	36 35 34 33 32 31 30 29 28 27 26 25	33,840 32,880 31,920 30,980 30,020 29,060 28,100 27,140 26,180 25,240 24,280 23,320	16,920 16,440 15,960 15,490 15,010 14,530 14,050 13,570 13,090 12,620 12,140 11,660		
			58歳 0月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13	22,360 21,420 20,480 19,540 18,600 17,660 16,720 15,780 14,840 13,900 12,960 12,020	11,180 10,710 10,240 9,770 9,300 8,830 8,360 7,890 7,420 6,950 6,480 6,010	
				59歳 0月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1	11,080 10,160 9,240 8,320 7,400 6,460 5,540 4,620 3,700 2,780 1,840 920	5,540 5,080 4,620 4,160 3,700 3,230 2,770 2,310 1,850 1,390 920 460

※表の加入時年齢とは、加入した日の属する月の月末における年齢のことです。年金額表は、年金額を計算する際の基礎となる
ものです。実際の年金額は100円単位（加入しているすべての年金額を合計し、50円未満は切り捨て、50円以上は切り上げ）
になります。

6. Q and A

Q

1 国民年金基金はどのような人が加入できますか？

A

国民年金基金は、自営業などの国民年金の第1号被保険者の方々が加入できます。

したがって、国民年金の第1号被保険者となるべき方で、まだ資格取得の届出を行っていない方は、国民年金基金へ加入申し込みをする前に、お住まいの市区町村窓口へ国民年金の資格取得の届出を行ってください。

Q

2 国民年金本体の保険料を納めていなくても、加入できますか？

A

国民年金基金は、老齢基礎年金に上乗せする年金を支給する制度ですので、国民年金基金に加入できるのは、国民年金本体の保険料を納めている第1号被保険者（自営業者など）であり、この保険料を免除（一部免除・学生納付特例・若年者納付猶予を含みます。）されている方や第2号被保険者（サラリーマンなど）、第3号被保険者は加入できません。

また、加入した後も、国民年金本体の保険料を納めることが条件になり、国民年金本体の保険料を納めないと、その期間は国民年金基金の掛金を納めても、基金からは将来の年金は支給されません。（基金に納めた掛金は、掛金の元本分だけを還付することになります。）

Q

3 地域型基金と職能型基金の両方に加入できますか？

A

加入する場合は、いずれか1つの基金にしか加入できません。また、職能型基金は、職種単位で全国に1つ設立されるものですので、同業者による職能型基金が設立されていない職種の方は、職能型基金に加入することはできません。

Q

4 自由に脱退したり、基金を移動したりすることができますか？

A

国民年金基金への加入は任意ですが、いったん加入すればご自分の都合で任意に脱退することはできません。
ただし、別の都道府県に住所を移動したり（地域型に加入の場合）、別の職種に転職した場合（職能型に加入の場合）や国民年金の第1号被保険者でなくなった場合などは脱退することになります。（3ページを参照してください。）

また、途中で他の国民年金基金へ任意に移ることもできません。

Q

5 途中で基金を脱退した場合の給付はどうなりますか？

A

国民年金基金は、老齢基礎年金に上乗せする老後保障を目的とした制度ですので、脱退するまでに基金に納めた掛金については、将来、年金として支給が行われます。したがって、一般の個人年金のように脱退時に解約返戻金などの一時金支給は行われません。

なお、加入期間が15年未満で脱退した場合には、加入していた基金に代わって国民年金基金連合会がその給付を行います。（60歳になるまで加入員であった方については、加入期間が15年未満であっても、加入していた基金から給付を受け取ることになります。）



6

掛金は、どのような方法で納めるのですか？



加入した方が指定した金融機関または郵便局から口座振替によって納付されます。

なお、国民年金基金の掛金だけでなく国民年金本体の保険料も合わせて口座振替にされますと便利です。国民年金基金へお申し出ください。



7

途中で掛金が支払えなくなった場合にはどうなりますか？



途中で決められている掛金が支払えなくなった場合には、事前に申し出て加入口数を減らすことができます。

口数を減らしてもなお掛金が支払えない場合には、掛金の払い込みを一時中断することもやむを得ないでしょう。この場合は、その期間が掛金未納となり、未納期間に応じて年金が減額されることとなります。また、未納となってから2年間は、未納掛金を追納することにより年金の減額を防ぐ途も開かれています。



8

途中で掛金を増やしたり減らしたりすることができますか？



事前に申し出ることにより、加入口数を増やしたり(増口)減らしたり(減口)することができます。(ただし、増口は年度内に1回に限ります。)

掛金を前納している場合は、前納した期間に係る各月分の掛金の減口をすることはできません。

なお、1口目は加入の基本となるものであり、1口目を減額して、掛金をゼロとすることはできません。



9

途中で減口をした場合の給付はどうなりますか？



減口した場合には、減口した口分の年金(それまでに払い込んだ原資に応じた額の年金)と減口後引き続き加入している口分の年金が、将来支給されます。



10

死亡した場合に支給される一時金は、どれくらいの額になるのですか？



保証期間のある終身年金A型と、確定年金Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型に加入している方が年金を受け取る前または保証期間満了前に死亡した場合には、加入時年齢と死亡時年齢及び死亡時までの掛金納付期間に応じた額の一時金が遺族に支払われます。

また、保証期間のない終身年金B型のみに加入している場合でも年金を受給する前に死亡したときには、1万円の一時金が遺族に支払われます。

なお、35歳で終身年金A型に1口加入した場合を例にとると、次表のような額になります。

■死亡の場合の遺族一時金額(終身年金A型・1口・35歳加入)

死亡時年齢	掛金納付期間	死亡の場合の遺族一時金額
40歳	5年	約 73万円
45歳	10年	約153万円
50歳	15年	約240万円
55歳	20年	約335万円
60歳	25年	約439万円
65歳	25年	約475万円

※死亡の場合の一時金額は男女共通です。